

平成 30 年 3 月 27 日

会 員 各 位

沖縄県土地家屋調査士会 業務部

登記申請業務に関するお知らせ

標記の件について那覇地方法務局不動産登記部門から伝達事項（要望）がありましたのでお知らせします。

1) 区分建物の家屋番号の記載について

現在、区分建物表題登記申請において、家屋番号の記載は不動産登記規則第 116 条により、地番区域名を省略して、申請業務を行っておられると思います。

ところが、オンライン申請システムの手続き上、建物を特定が出来ずにエラーが生ずることがあるようです。

法務局の方からはオンライン申請には今後の登記手続きを円滑に進めるためにも区分建物登記申請において家屋番号は以前（改正前の旧不動産登記事務取扱手続準則第 150 条）の通り、地番区域名を記載して、申請頂きたいとのご要望がありました。

尚、突然のことで申請ご準備中の皆様もおられると思いますが、記載のない申請をした場合でも補正及び却下の対象にはならないとのことでした。

皆様におかれましてはご理解とご協力を宜しくお願い致します。

2) 資格者代理人方式による完全オンライン化についての実施時期について

業務研修会でお知らせしていますが、資格者代理人方式による完全オンライン化についてですが、施行時期が当初 4 月頃の予定とのことでしたが、先だっの第 46 回沖縄桐友会後の連絡会において予定時期が延期になる見込みとの報告がありました。情報が入りましたら、追ってご連絡しますので、こちらの方も宜しくお願い致します。

以上